

～留意事項～

登録項目について

- (1)～(7)のうち、登録を希望する項目1つから登録できます。
- (1) かかりつけ医療機関 2か所まで（医療機関名・医療機関所在地・電話番号）
 - (2) エンディングノート／もしも手帳の保管（所持）場所
 - (3) 本籍地・筆頭者（続柄）
 - (4) 緊急連絡先 3名まで（住所・氏名・電話番号・続柄）
 - (5) 葬儀・遺品整理等の生前契約先 2か所まで（名称・連絡先）
 - (6) 納骨先（所在地・名称・連絡先）
 - (7) 遺言書の保管場所（形式・保管場所・作成日）（開示は情報登録者が亡くなった後に限る）
- ※(5)～(7)は緊急連絡先とは別にお伝えして良い連絡先（2名まで）の指定も可能

登録項目(5)～(7)について

- ・葬儀・遺品整理等の生前契約先や納骨先に横浜市が直接依頼できるものではなく、ご入力いただいた情報が情報登録者の生前契約先となっていることを指定された連絡先や警察・消防・医療機関・福祉事務所（以降、4つの開示先）へ開示します。
- ・開示後の契約・履行手続き等は指定された連絡先による対応が必要です。契約・履行手続き等に対して横浜市は責任を負いません。

登録について

- ・登録を希望する方は緊急連絡先やお伝えして良い連絡先として登録する方に対し、事前に本事業の連絡先として登録することの同意を必ず得てください。（市ホームページに連絡先の方に向けた案内書類を掲載していますので、参考にしてください。）
- ・連絡先として登録した方に同意をとっていないことに伴う一切の責任は情報登録者に帰属し、横浜市は責任を負いません。
- ・届出した内容に基づき情報を登録するため、登録した内容や正誤について横浜市は責任を負いません。
- ・登録した内容と住民登録情報の内容に不一致がある場合や登録内容について確認が必要な場合は、情報登録者、代理登録者、入力支援者に対して横浜市健康福祉局福祉保健課から確認の連絡を差し上げる場合があります。なお、連絡を差し上げても、一定の期間連絡が取れない場合は登録の届出を無効とさせていただく場合があります。

登録後について

- ・登録した情報に変更があった場合は、変更の届出が必要です。
- ・横浜市外に転出した場合は、本事業の利用も終了となります。
- ・死亡後に開示する可能性があるため、情報登録者の死亡をもって登録終了とはなりません。

開示について

- ・基本情報は、4つの開示先と指定した緊急連絡先及びお伝えして良い連絡先に開示します。
- ・登録項目(1)～(3)については、4つの開示先と緊急連絡先に開示します。登録項目(4)は4つの開示先に開示します。登録項目(5)～(7)については4つの開示先と指定した緊急連絡先・お伝えして良い連絡先に開示します。登録項目(7)については、情報登録者が亡くなった後に限り開示します。

- ・登録した連絡先に連絡してもつながらなく情報が開示できない等、情報登録者の希望どおりにならない場合があります。
- ・情報を登録した場合であっても、必ず照会があつて情報が開示されることを保証するものではありません。（例：利用者が遠方や海外で亡くなる場合、本市に照会がされない場合等）
- ・開示先に伝えた情報について、適切な範囲で使用することがあります。（例：かかりつけ医療機関の情報を消防に開示し、消防がそのかかりつけ医療機関に連絡をする場合等）